

洪水警報・注意報の暫定基準運用の一部終了について

洪水警報・注意報の発表基準を暫定基準で運用している3市町のうち、2市町について、5月26日13時より通常基準での運用に戻します。

熊本地方気象台では、「平成28年（2016年）熊本地震」の影響を考慮し、一部の市町村において、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を、通常より引き下げた暫定基準（通常基準の7割）を設けて運用しています。

今般の河川施設の復旧状況や災害発生状況などから検討した結果、令和2年5月26日13時より、阿蘇市、嘉島町の2市町については、暫定基準による運用を終了し、通常基準による運用に戻すこととします。

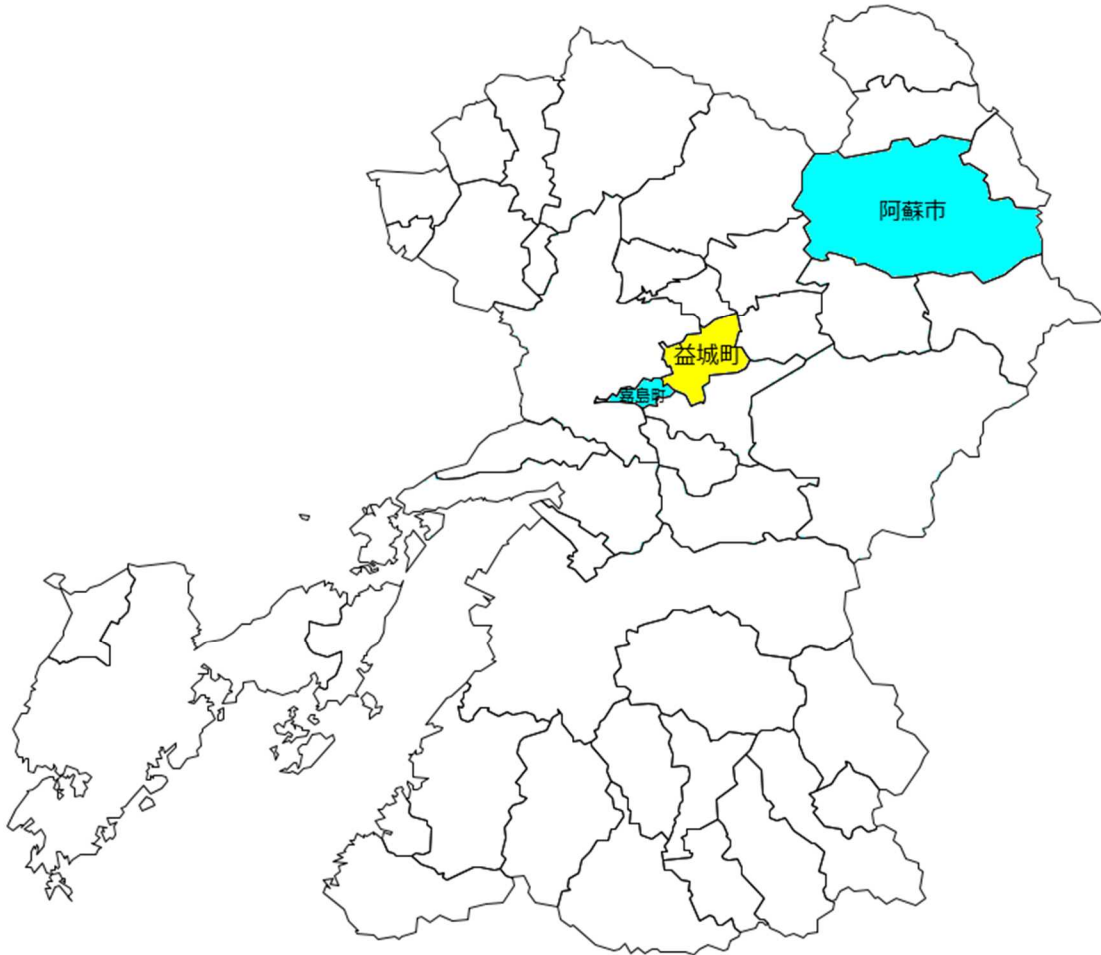
なお、益城町については、暫定基準による運用が継続することになりますが、引き続き、河川施設の復旧状況や降雨と災害との関係を調査し、通常基準による運用が可能かどうか検討することとします。

※暫定基準運用の一部終了日時については、悪天候などにより延期する場合があります。

問合せ先：熊本地方気象台
担当：水害対策気象官 西
電話 096-324-3283

いのちとくらしをまもる
防災減災

参考資料



- 洪水警報・注意報の暫定基準運用を終了し通常基準に戻す市町村
- 洪水警報・注意報の暫定基準運用を継続する市町村

(参考) 洪水警報・注意報の発表基準(流域雨量指数基準)の暫定運用(通常基準の7割)履歴

	熊本市	山鹿市	菊池市	合志市	大津町	菊陽町	西原村	御船町	嘉島町	益城町	山都町	八代市	宇城市	美里町	水川町	阿蘇市	南小国町	小国町	産山村	高森町	南阿蘇村	天草市	芦北町
平成28年4月16日	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
平成29年7月7日	↓	終了	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	終了	↓	↓	↓	↓	終了	↓
平成30年5月30日	↓		終了	終了	終了	終了	↓	↓	↓	↓	↓	終了	↓	↓	終了	↓		終了	終了	終了	↓		終了
令和元年5月29日	終了						終了	終了	↓	↓	終了		終了	終了		↓					終了		
令和2年5月26日									終了	↓						終了							

↓: 継続